

神栖市議会議長交際費に関する取扱い基準

(平成21年4月1日決裁)

(運用の基本)

第1 議長交際費（以下「交際費」という。）は、議長等が議会を代表して外部と公の交渉を行う際、特に必要とされる経費であるから、その執行にあたっては、社会通念上妥当と認められる範囲内で、必要最小限にとどめるものとする。

(交際費の支出基準)

第2 交際費を支出する区分は次のとおりとし、その額は、別表に定めるとおりとする。

	区 分	内 容
1	弔慰	市政関係者及びその親族に対する香料等
2	賛助費	公に認められた団体及びそれに準ずる団体で、その事業の趣旨が明確に認知されているもの。
3	渉外費	外部との公の意見交換又は折衝、情報収集等に際し公益上適当と認められるもの。
4	会費	会費制により開催される総会、スポーツ大会等の費用で、公益上適当と認められるもの。
5	その他	市政、市議会の運営に資する記念式典、諸祝賀その他の経費に係る支出で、議長が特に必要と認めた事項に係る支出。

(支払いの証明)

第3 交際費の支出にあたっては、領収書を徴しておくものとする。ただし、香料等社会通念上、相手から領収書を徴することができないものにあつては、その収支の経理を明らかにしておけば足りるものとする。

(交際費の公表)

第4 交際費の支出の内容は、議会事務局において縦覧に供することにより公表するものとする。ただし、公表する内容に、個人に関する情報であつて、かつ、特段の配慮を必要とするものが含まれている場合は、これを除くものとする。

(補則)

第5 この基準に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

付 則

この基準は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2関係）

1 弔慰の基準

対 象 者		弔 事				備 考	
		通夜見舞	香 料	供花	供 物		
議会議員	本 人	20,000	50,000	1 基	20,000		
	配偶者	—	10,000	1 基	10,000		
	一親等の親族	—	10,000	1 基	—	実父母、実子又は同一世帯	
	議会議員であった者	—	10,000	—	—		
神栖市特別職の職員で常勤の者	本人	市 長	—	50,000	1 基	20,000	
		副市長，教育長	—	30,000	1 基	10,000	
	配偶者	—	10,000	1 基	—		
	一親等の親族	—	10,000	1 基	—	実父母、実子又は同一世帯	
神栖市に功績のあった者	本 人	—	10,000	—	—	叙勲、条列表彰等	
官公庁等の職員で必要と認めた場合	本 人	—	10,000	—	—		
神栖市特別職の職員で非常勤の者 農業委員，教育委員，監査委員， 選管委員，固定資産評価審査委員	本 人	—	10,000	1 基	—		
	配偶者	—	10,000	—	—		

※ 1 上記についてはあらかじめの基準であって、職員の在職期間、職位、功績により贈与額を勘案するものとする。

2 その他、諸般の事情を勘案し、議長が必要と認める者については、上記に定めるほか贈与することができる。

2 賛助費等の基準

賛助費	公益上特に認められるものに限るものとし、内容を十分吟味して定める。	
渉外費	必要最小限のものに限る。ただし、議長が特に同席を依頼した場合に限り、担当者等の分も支出する。	
会費	会費の明示があるものはその額とし、明示がないものはその都度定める。ただし、会費等の明示があっても、政治活動（政治資金規正法第8条の2の規定に基づく政治資金パーティーを含む。）に係るものについては支出しない。	
その他	記念式典（市主催を除く。）	10,000 円
	祝賀会（市主催を除く。）	10,000 円